平成３１年３月２５日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　健康生きがい部長決定

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業におけるサテライト事業所の設置に係る取扱指針

１　目的

　　この指針は、地域密着型サービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業において、本体事業所の出張所等（以下「サテライト事業所」という）の設置に係る取扱いを定めることにより、適正な運営の確保及びサービスの普及を目的とする。

２　設置の要件

（１）定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行うサテライト事業所であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる。

ア　利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体

的に行われること。

イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主た

る事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制（例えば、当該サテライト事

業所の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から

急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。

ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。

エ　事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定

められること。

オ　人事、給与、福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

（２）板橋区では、質の高いサービスの提供や、区内全域にサービスの提供ができる拠点の整備のため、さらに次の要件を満たす場合において、本体となる事業所と一体的なサービス提供を行う事業所として、サテライト事業所の設置を認めるものとする。

ア サテライト事業所は板橋区内に設置すること。

イ 本体となる事業所に係るサテライト事業所は２か所とすること。

ウ 本体となる事業所とサテライト事業所との距離は、管理者が一元的に管理すること

ができる近距離であること。

エ　高齢者向け集合住宅等と同一の建物に事業所を設置する場合は、当該集合住宅以外

　の地域住民にも積極的にサービスを提供すること。

オ　定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の実施地域は、サテライト事業所を設置す

る時点において、整備が行われていない日常生活圏域を含めること。ただし、特別な

事情がある場合は、この限りではない。

カ　サテライト事業所の名称は、本体となる事業所名（指定事業所名称）の後に、サテ

　ライト名（出張所等）を付けた名称とすること。

３　人員基準

（１）オペレーター

　　　本体となる事業所及びサテライト事業所のいずれかにおいて、常時１以上のオペレー

ターが配置されていること。

（２）訪問介護員等

　　　サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保し、事業

所として必要とされる随時サービスを行う訪問介護員等が配置されていること。

（３）訪問看護サービスを行う看護師等

　　　本体となる事業所及びサテライト事業所全体で看護師等の員数が常勤換算方法で2.5

人以上であること。

４　設備基準

　　サテライト事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な設備及び備品を備えていること。

５　サテライト事業所の設置に係る手続き

板橋区役所介護保険課へ事前協議を行い、次の書類を提出する。

（１）変更届出書（第２号様式）

（２）付表（１－１）、付表（１－２）

（３）従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

（４）事業所の平面図（参考様式３）・建築図面

（５）サテライト事業所と本体事業所の位置関係及び距離等を明示した地図

（６）外観及び内部の様子がわかるカラー写真

（７）運営規程

（８）損害保険証書の写し

（９）介護給付費算定に係る届出書（加算様式１－１）

（10）不動産の登記簿、賃貸の場合は賃貸借契約書の写し

６　委任

　　この指針に定めるもののほか、サテライト事業所の設置に関し必要な事項は、健康生きがい部長が定める。

７　施行日

　　この指針は、平成３１年４月１日から施行する。